

(ア) 都道府県は、衛生主管部（局）長、民生主管部（局）長、市町村長、保健所長、福祉事務所長、教育委員会、医師会・看護協会、地域住民組織、老人クラブ等のそれぞれの代表者、保健婦（士）、報道関係者及びその他事業の推進に必要と認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進本部」を設置し、本事業の効果的、効率的な推進を図るものとする。

(イ) 寝たきり予防推進本部は、本事業の推進を図るため、会議（以下「推進会議」という。）を開催し、積極的な運営を行うものとする。

(ウ) 推進会議は、年4回程度開催するものとする。

エ 留意事項

本事業の実施に当たっては次の事項に留意し事業を実施するものとする。

(ア) 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、効果的な事業の推進を図る。

(イ) 地域の住民組織及び老人クラブ並びに保健・福祉・医療の関係団体等を通じ、施策の充実を図る。

(3) 介護予防指導者養成事業

ア 事業の趣旨

市町村における介護予防事業の適切かつ効果的な推進を図るため、その具体的な進め方や手法に関する研修を実施し、もって、介護予防に関する専門性を有する指導者の養成を図るものである。

イ 事業内容

都道府県において、市町村の介護予防事業に関わる者（保健婦、理学療法士、作業療法士、運動療法指導担当者、ヘルパー等介護担当者、相談援助業務担当者等）を対象とした養成研修を実施する。

(4) 高齢者訪問支援活動推進事業

ア 事業内容

本事業は、在宅の高齢者に対して、話し相手や日常生活上の援助などの訪問活動等を実施している地域のボランティア等を対象に、実践的指導者となるリーダーの養成及び支援能力の向上を図るための講習会の開催等により、地域における訪問活動のより一層の推進を図る。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。ただし、都道府県・指定都市は地域の実状に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

ウ 実施方法

(ア) 本事業を実施する都道府県・指定都市には、民生委員、保健所、住民参加型非営利組織等の各代表により構成された訪問支援活動推進検討委員会を設置するものとし、在宅の高齢者に対する支援策の現状を把握し、今後の支援策の展開の検討等を行う。

(イ) 地域で訪問支援活動を先駆的に行っている者を対象に、在宅の高齢者に対する訪問支援活動の実践的指導者となる訪問支援活動推進リーダーの養成研修を実施する。

研修カリキュラムは、以下を標準とする。

① 講義 計8時間

- 高齢者訪問支援活動入門（1時間）
- 対人援助の技術（1時間）
- 活動の基礎知識と援助方法（2時間）
- 高齢者福祉・保健・医療（1時間）
- 高齢期の身体と心（1時間）
- 家庭介護の方法（1時間）
- 地域の関係機関とサービス（1時間）

② 実技 計5時間

- 訪問等の技術（3時間）
- 簡単な家庭介護と救急法（2時間）

(ウ) 訪問支援活動推進リーダーを講師として、養成研修で得た知識・技能等を、地域で訪問支援活動を行っている者及び行おうとする者に対して講習会を開催する。

(エ) 高齢者訪問支援活動推進員の活動を事例集としてとりまとめ、今後の活動や在宅高齢者支援講習会の資料として活用する。

(オ) 本事業の実施に際しては、必要に応じ、その他関連する機関との連携を図

ることとする。

(5) 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業

ア 目的

本事業は、国民の介護に関する意識啓発や介護知識・介護技術の普及などにより、高齢者の生活の質の確保を図るとともに、高齢者を社会全体で支える地域づくりを支援することを目的とする。

イ 実施主体

事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができるものとする。

ウ 講習費

教材等については、利用者の実費負担とすることができる。

エ 事業内容

(ア) 高齢者生活支援のための意識啓発事業

① 実施方法

広く、都道府県・指定都市の住民を対象に、高齢者介護に関する意識の啓発や介護の基礎知識を習得するための講習会、情報提供等を行う。

② 対象者

当該都道府県・指定都市内に居住する者

③ 事業内容

- a 高齢者の介護についての意識啓発
- b 高齢者の生活についての情報提供
- c 高齢者の介護や生活支援に関する基礎知識を習得させるための講習会の実施
- d 介護機器・住宅改修についての普及啓発、情報提供
- e その他、本事業として適当と認められる事業

(イ) 高齢者介護に関する知識・技術習得講習会実施事業

① 実施方法

講義と実技を取り入れた集中研修を通じ、介護に関する知識や技術を習

得させることによって、高齢者介護や高齢者の生活支援を担う者を支援する。

② 対象者

現に高齢者を介護している家族、高齢者を介護する可能性がある家族、現に高齢者に対するボランティア活動をしている者又は希望する者

③ 実施場所

事業の実施については、介護実習・普及センターを有効に活用すること。ただし、他に適当な会場等がある場合は、これを利用して差し支えない。

④ 事業内容

- a 高齢者の身体介護に関する講義、実技
- b 高齢者の食事に関する講義、実技
- c 高齢者の家屋内での事故防止に関する講義
- d 高齢者の服薬管理に関する講義
- e 介護機器の利用方法、利用手続きに関する講義
- f その他、本事業として適当と認められる事業

(6) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

ア 事業の趣旨

介護予防・生活支援サービスの充実を図る市町村に対し、サービスの充実・強化に関する情報の提供等を行うことにより、都道府県・指定都市域全体における高齢者地域支援体制の充実・強化を図る。

イ 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とする。この場合において、都道府県・指定都市は、適切な事業運営が確保できると認められる都道府県・指定都市社会福祉協議会等に事業を委託することができるものとする。

ウ 実業内容

(ア) 広報・啓発

地域住民に対し、介護予防・生活支援サービスを行うサービス提供団体活動への積極的な参加を促すための広報・啓発を行う。

(イ) 情報収集

介護予防・生活支援サービスに関する県内外の優良事例・先進事例の収集・分析を行う。

(ウ) 研究・開発

高齢者のニーズ等をもとに、新たな介護予防・生活支援サービスの研究・開発を行う。

(エ) 情報提供

(イ) 及び (ウ) の成果について、市町村に対し詳細に情報提供を行う。

(オ) その他、本事業として適当と認められる事業